

高坂孝三篇土地收用法實例判例要覽

氷川比路志

「實例及判例は法律の活きたる姿である。本書は即ち其姿を現はす最高の活寶典である」とは本書廣告の一文である。確かに其通である。

抑々土地收用法は明治三十三年法律第二十九號を以て公布せられ、其後大正三年法律第十五號昭和二年法律第三十九號同六年第五十三號を以て改正を加へられたものである。附屬法規としては土地收用法施行令（明治三十三年勅令第九十九號昭和二年勅令第二百七十三號改正）土地收用法に依る命令の件（明治三十三年勅令第百號）土地收用法に依る合同收用審査會に關する件（明治三十三年勅令第百一號）土地收用法に依る命令の件（明治三十三年勅令第百二號）土地收用法に依る命令の件（明治三十三年勅令百三號）であるが、尙土地收用法に關する件（明治三十三年四月九日內務省訓令第九號）及土地收用法に依り起業者より事業認定の申請を爲したる場合に關する件（明治三十五年七月三十日內務省訓

令第十四號）既に內務省の起業に係る土木事業に關し土地に立入り又は障害物を除却する者の身分を證明すべき證票の雛形（大正三年一月六日內務省告示第七號）がある。

土地收用法の適用に付きては、其過誤なきを期せねばならぬが其解釋に關しては勿論主務省の解釋に従ふべきは勿論である。然るに大審院判例及行政裁判所判例は往々にして一致せざるものがある。此處に著者は着眼して各條項に従ひ其の行政實例大審院及行政裁判所の判例を輯録し、所謂法律の活きたる姿を現はしたるのが本書である。實務家に取っては好き指針であり、行政學者に取りては親しむべき伴侶であると謂ふも過言でないのである。

×

×

×

×

×

×